

人と自然が共生する環境のまち

策定しました 都留市環境基本計画

環境基本計画は、都留市環境基本条例に基づいて策定する環境に関する総合指針であると同時に、市の最上位計画である『第5次都留市長期総合計画』における「人と自然が共生する環境のまちづくり」を実現するため、市、市民、事業者及び教育機関が協働して環境保全に取り組んでいく総合的な指針として位置づけられます。

この計画は、平成19年度を初年度とし、平成28年度までの10力年とします。なお、計画期間中において、社会経済状況の変化や地方自治制度の改革の実現など、行財政制度の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行います。

計画の目的

都留市環境基本計画は、市の目指す環境像を実現するために環境基本条例の理念に基づいて、環境の保全などに関する施策を総合的に定めることとします。

対象とする環境の範囲

この計画の対象地域は市内全域とし、次の9分野の視点から環境を捉え、本市だけでは解決できない問題などについては、周辺地域との一体性を考慮した広域的観点も含めるものとします。

① 緑

山林その他の緑の保全、回復、創造

農地の保全、食糧生産

② 水

河川、湧水、地下水の保全
水質の保全

③ 自然環境

自然環境の保全（大気、水、土壌、生物など）

生物多様性の保全

④ 公害の防止

公害の防止

有害化学物質による影響の防止

⑤ 景観及び歴史的文化的遺産

良好な景観の確保

歴史的文化的遺産の保全

⑥ 資源及びエネルギー

資源の循環的利用

廃棄物の発生の抑制、資源化の促進

エネルギー使用総量の削減

自然エネルギーの有効利用

⑦ 地球環境

地球温暖化対策の推進など地球環境の保全

⑧ 協働の推進

協働のまちづくり

⑨ 環境教育、環境学習の推進

人材の育成